

京都市告示第 377 号

市会の議決を経て、指定管理者を次のように指定しました。

平成 23 年 1 月 14 日

京都市長 門川 大作

公の施設の名称	京都市北文化会館，京都市東部文化会館，京都市右京ふれあい文化会館，京都市西文化会館ウエスティ，京都市呉竹文化センター
指定管理者	京都市左京区下鴨半木町 1 番地の 2 6 財団法人京都市音楽芸術文化振興財団
指定期間	平成 23 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで

公の施設の名称	京都コンサートホール
指定管理者	京都市左京区下鴨半木町 1 番地の 2 6 財団法人京都市音楽芸術文化振興財団
指定期間	平成 23 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで

公の施設の名称	京都芸術センター
指定管理者	京都市中京区室町通蛸薬師下る山伏山町 5 4 6 番地の 2 財団法人京都市芸術文化協会
指定期間	平成 23 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで

公の施設の名称	京都市円山公園音楽堂
指定管理者	京都市左京区高野東開町 1 番地の 2 3 東大路高野第 3 住宅 1 9 棟 2 0 4 号 株式会社アクティブケイ
指定期間	平成 23 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで

(文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課)